

第一東京弁護士会 年末年始について(28年度)

【弁護士会館】

1. 年末について

- ①事務局一般業務 12月28日(水曜)正午まで
- ②23条の2照会請求申請 12月27日(火曜)午後5時まで
※年内に審査を希望される方は12月22日(木曜)までに申請してください。
12月26日(月曜)～27日(火曜)受付分は翌年1月5日(木曜)の審査となります。
- ③図書室業務 12月26日(月曜)まで平常どおり(午後4時45分まで)
- ④11階面談室使用 12月27日(火曜)まで平常どおり(午後6時まで)
- ⑤貸室使用 12月27日(火曜)まで平常どおり(午後8時まで)
- ⑥法律相談業務〔霞が関相談センター〕 12月28日(水曜)まで平常どおり
- ⑦国選業務〔法テラス霞が関〕 12月28日(水曜)まで平常どおり(午後5時30分まで)
- ⑧未決拘禁者とのテレビ電話 12月27日(火曜)まで(予約も27日まで)
※12月27日の予約受付は、1月5日接見分の予約が可能です。
- ⑨法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕 12月27日(火曜)まで平常どおり(午後5時まで)
※FAXによる申請は12月28日(水曜)まで。

2. 年始について

- ①事務局一般業務 1月5日(木曜)から平常どおり
- ②23条の2照会請求申請 1月5日(木曜)から(審査は6日(金曜)から)
- ③図書室業務 1月5日(木曜)から平常どおり
- ④11階面談室使用 1月5日(木曜)から平常どおり
- ⑤貸室使用 1月5日(木曜)から平常どおり
- ⑥法律相談業務〔霞が関相談センター〕 1月5日(木曜)から平常どおり
- ⑦国選業務〔法テラス霞が関〕 1月4日(水曜)から平常どおり(事件閲覧は5日から)
- ⑧未決拘禁者とのテレビ電話 1月5日(木曜)から(予約も5日から)
- ⑨法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕 1月5日(木曜)から平常どおり

【多摩支部】

1. 年末について

- ①事務局一般業務 12月28日(水曜)正午まで
※当番弁護士業務は12月27日(火曜)まで平常どおり
- ②法律相談業務 12月28日(水曜)まで平常どおり
(八王子・立川・町田相談)
※八王子相談も午後で終了(夜間相談なし)

2. 年始について

- ①事務局一般業務 1月5日(木曜)から平常どおり
- ②法律相談業務 1月5日(木曜)から平常どおり
(八王子・立川・町田相談)

以上